

指定訪問介護事業所指定居宅介護等事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会指定訪問介護の事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護、指定重度訪問介護、同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、次に掲げる方針に基づき、指定居宅介護等を提供するものとする。

- (1) 事業所が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及びその他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (2) 事業所が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- (3) 事業所が行う指定同行援護の事業は、利用者については、法律において、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等」とされていることを踏まえ、外出時における移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、従業者が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 厚岸町梅香2丁目1番地（厚岸町社会福祉センター内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員・サービス提供責任者及び訪問介護員兼務）
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士 4名（常勤職員・訪問介護員兼務）

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。

また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。

(3) 訪問介護員等 介護福祉士 7名（常勤職員4名・非常勤職員3名）

介護職員初任者研修課程修了者(旧ヘルパー2級含む) 6名（常勤職員1名・非常勤職員5名）

従業者は、指定居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 通年営業とする。

(2) 営業時間 午前7時00分から午後7時00分までとする。

2 営業時間は、前項第2号を基本とするも利用者の要請に呼応した弾力的営業体制を設定するものとする。

(内容、利用者から受領する費用の額等)

第6条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護（障害支援区分1～区分6）

(2) 重度訪問介護（障害区分4～区分6）

(3) 同行援護（同行援護アセスメント票及び同行援護対象者（夜盲等）に係る意見書）

(4) 通院等乗降介助

2 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から、当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

3 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

4 その他（交通費等）の費用の額については無料とする。

(緊急時における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施は、厚岸町の区域とする。

(利用者虐待防止対策)

第9条 事業所は、利用者の尊厳を重んじ、利用者の虐待防止や虐待を受けている恐れがある場合は適切に対応するため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選任及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- (その他運営についての留意事項)

第10条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 繼続研修 隨時

- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月23日から施行し、平成25年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月29日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。